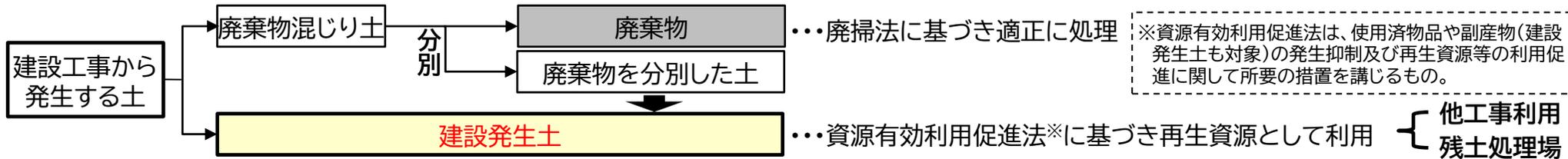


建設工事から発生する土の搬出先の明確化等



指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国 : 99%
都道府県: 88% 政令市: 77%
市区町村(政令市除く) : 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【R4までの制度】 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

【R5施行の概要】

- 計画書の作成対象工事の拡大(土砂1,000m³ → 500m³)、保存期間の延長(1年 → 5年)、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化

【省令改正: R5.1.1施行】

※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

【政令改正: R5.1.1施行】

- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化

【省令改正: R5.5.26施行】

ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化

【告示: R5.5.26施行】

【R6施行の概要】

- 元請業者等による建設発生土の最終搬出先の確認*を義務化

【省令改正・告示: R6.6.1施行(1年間の登録猶予期間後施行)】

【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書

請負会社 : ●●株式会社
工事所在地: ●●市●●町●●
建設発生土: ●●●● m³
搬出先 : ●●工事 ●●●● m³
 ●●処分場 ●●●● m³
コンクリート : ……………
アスファルト・コンクリート: ……………
木材 : ……………

※ただし、以下の搬出先に搬出した場合は最終搬出先までの確認が不要となる

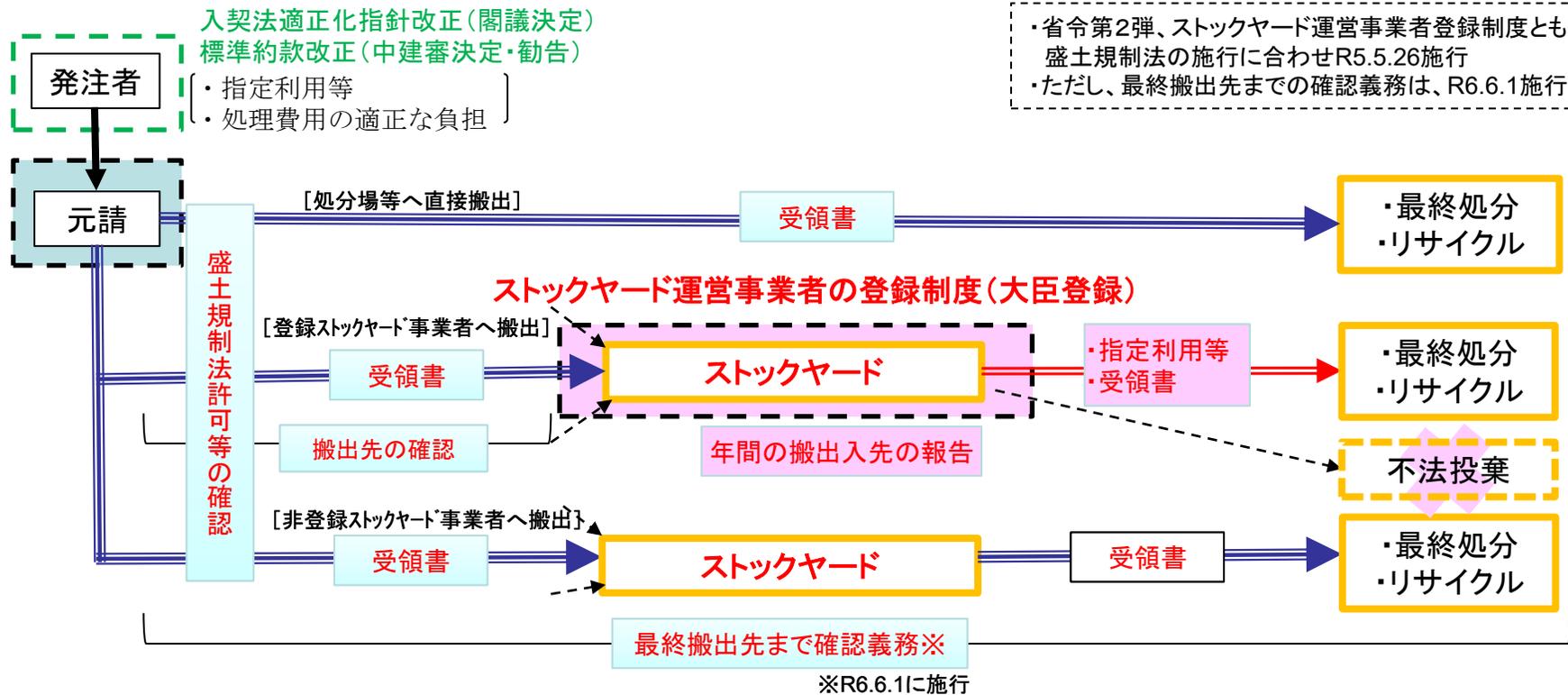
- ・ 国又は地方公共団体が管理する場所
- ・ 他の建設現場で利用する場合
- ・ 登録ストックヤード

盛土規制法等

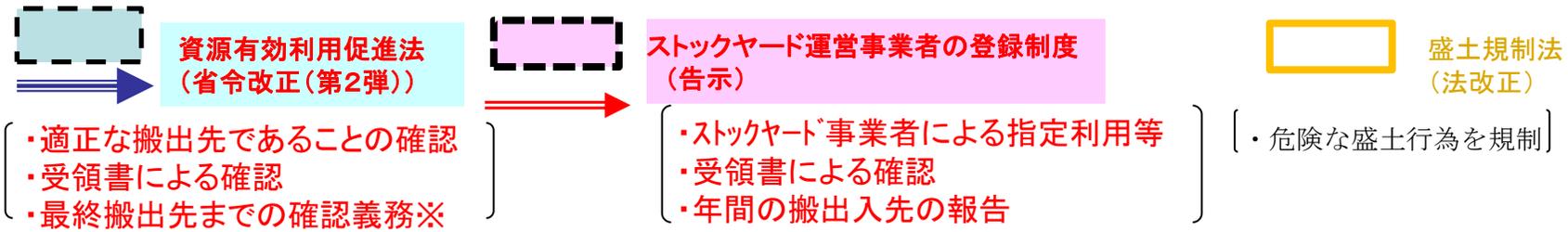
- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化(許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)等について 国土交通省

盛土規制法の施行にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(令和4年度第2弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。
 【目的】・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
 ・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること



・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度ともに、盛土規制法の施行に合わせR5.5.26施行
 ・ただし、最終搬出先までの確認義務は、R6.6.1施行



資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)の概要

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒ 主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するストックヤード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化。

◇ 適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正(第2弾)】

(1) 適正な搬出先への確実な搬出

- ・ 元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料(確認結果票)として現場掲示
- ・ 元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存
- ※ 元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合(搬出先が以下の①②③の場合を除く)には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所
 - ② 他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ スtockヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

(2) 土壌汚染対策法への対応

- ・ 元請業者は発注者の土壌汚染対策法等の状況を確認
- ・ 確認結果を(1)と同様に現場掲示

(1)(2)を盛土規制法の施行に合わせ令和5年5月26日施行、ただし、(※)については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行

注) 令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み(第一弾)
(再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場掲示の義務化等)

ストックヤード運営事業者登録制度の概要

ストックヤード運営事業者の登録制度について

- 資源有効利用促進法省令改正（第2弾）と連携し、**ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設**

① スtockヤード運営事業者の登録制度創設の目的

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

② 登録の拒否要件

- ・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者 など
- ・登録取消し後5年以内の者や盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者 など

③ 登録した業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成

※

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所
- ② 他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
- ③ 登録ストックヤード

※ 本項目は令和6年6月1日から施行

- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 など
- ・ストックヤードに土砂が搬入された場合、搬入元に受領書を交付

④ 登録した事業者に対する国の対応等

国は、ストックヤード運営事業の適正な運営を確保するため登録業者に対して以下の対応を実施

- ① 業務に関する報告又は資料提出の請求
- ② 業務に関する不正・不誠実行為等に対する勧告等
- ③ 不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

⑤ 発生土のリサイクルの促進

- ・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載